

## ネーミングライツスポンサー審査基準

優先交渉権者の決定に際し、提出書類に基づき、ネーミングライツスポンサー審査委員会が、以下の基準により、審査及び総合評価を行います。

### 1. 審査委員会の構成

下妻市ネーミングライツスポンサー審査委員会設置要綱第3条の規定に基づく審査員とします。

### 2. 審査項目等

審査員が審査する審査項目及び審査内容並びに点数の配点は、別表1のとおりとします。

### 3. 採点方法

採点方法は、別表2のとおりとします。

### 4. 採点手順

審査員は、応募者ごとに審査項目（審査内容）の採点を行います。次に、審査員の平均点を求めます。平均点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。

### 5. 総合評価

各応募者の全ての審査項目の得点を合算し最高得点の応募者について、優先交渉権者としての適否を審査します。総合計点が同点だった場合は、「命名権料」、「契約期間」、「愛称」の順に各審査項目の合計点が高い応募者を優先交渉権者とします。

なお、応募が1者のみの場合は、配点合計の6割以上の得点となった場合に限り、当該応募者を候補者として選定し適否を審査します。

別表 1

	審査項目	審査内容	配点
1	命名権料 (ネーミングライツ料)	応募金額の妥当性	50 点
2	契約期間	提案期間の妥当性	30 点
3	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや 設置目的との整合性	15 点
4	地域性	市内の事務所・事業所等の有無	5 点
		合計	100 点

別表 2

	審査項目	採点方法
1	命名権料 (ネーミングライツ料)	<p>&lt;提案金額が市設定希望金額より高い、もしくは設定金額なしの場合&gt;</p> <p>①応募者 1 社の場合 配点(50 点)×100%</p> <p>②応募者が複数者いる場合 配点(50 点)×当該応募者の提案金額÷最も高い提案金額</p> <p>&lt;提案金額が市設定希望金額より低い場合&gt; 配点(50 点)×当該応募者の提案金額÷市設定希望金額</p> <p>※点数は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで算出します。</p>
2	契約期間	<p>配点(30 点)×当該応募者の提案期間÷応募者のうち最も長い提案期間</p> <p>※平均点は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで算出します。</p>
3	愛称	<p>親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等を総合的に勘案し、次により採点します。</p> <p>最高点を 15 点、愛称としてふさわしくない場合を 0 点とし、0～15 点の範囲で採点します。</p>
4	地域性	<p>市内の事務所・事業所等の有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に本社等を有する場合 5 点</li> <li>・市内に支社又は事業所等を有する場合 3 点</li> <li>・市内に事務所・事業所等を有しない場合 0 点</li> </ul>